

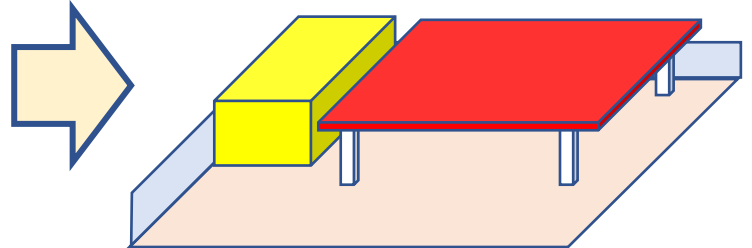
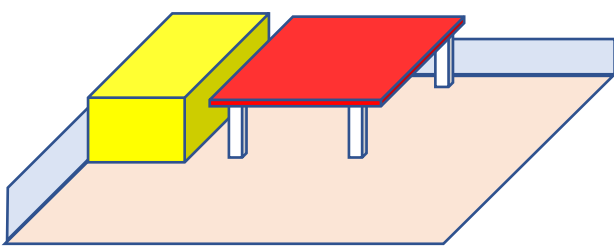
給油取扱所の面積基準が改正されました。

令和3年7月21日に危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令が公布・施行されました。これにより、上屋(キャノピー)の空地に対する面積の割合が3分の2までのもので、火災の予防上安全であると認められるものは、屋内給油取扱所として扱わないこととされました。

屋外給油取扱所の面積の基準

改正前

改正後



$$\frac{\text{キャノピー面積}}{\text{敷地面積 (事業所除く)}} \leq \frac{1}{3}$$

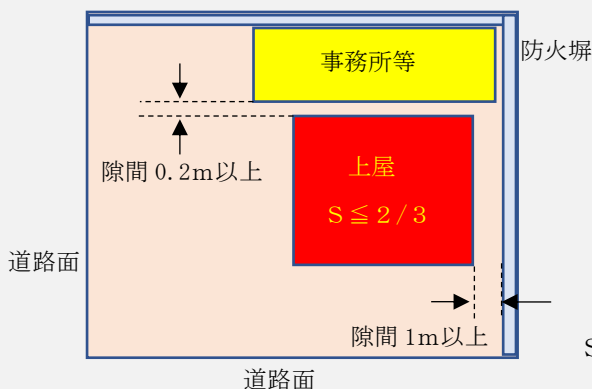
$$\frac{\text{キャノピー面積}}{\text{敷地面積 (事業所除く)}} \leq \frac{2}{3} \text{ かつ } \text{火災予防上安全であると認められる}$$

「火災予防上安全であると認められる」とは

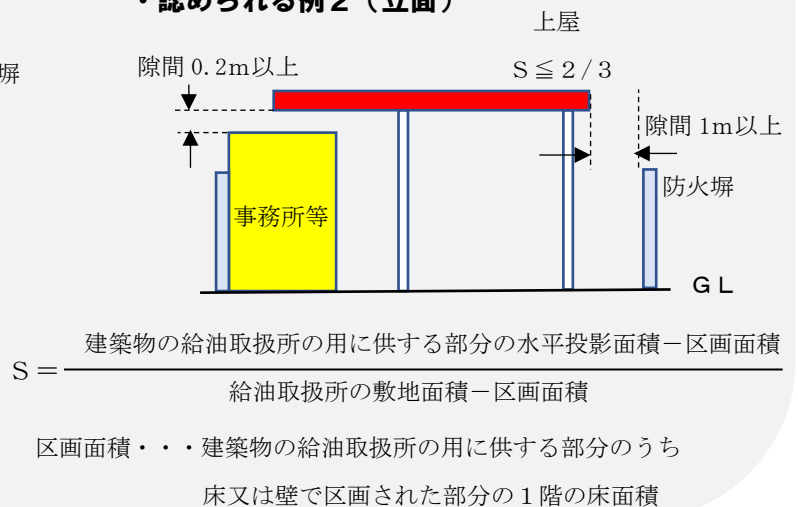
⇒ ①及び②を満たすもの(建築物内に設置するもの又は給油取扱所の用に供する部分の上部に上階を有するものを除く。)

- ① 道路に1面以上面している給油取扱所であって、その上屋(キャノピー)と事務所等の建築物の間に水平距離又は垂直距離で0.2m以上の隙間があり、かつ、上屋(キャノピー)と給油取扱所の周囲に設ける塀又は壁の間に水平距離で1m以上の隙間が確保されていること。
- ② 可燃性蒸気が滞留する奥まった部分を有するような複雑な敷地形状ではないこと。

・認められる例1(平面)



・認められる例2(立面)



※既存の屋内給油取扱所を屋外給油取扱所に変更する場合は、工事の有無や内容により許可申請又は資料提出が必要となりますので、下記の連絡先までお問い合わせください。

お問い合わせ先：生駒市消防本部予防課 0743-73-0119
生駒消防HP <https://city.city.ikoma.lg.jp/category/15-0-0-0.html>

